

上富良野町個人情報保護条例の解釈運用

(目 的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

《趣 旨》

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例全体を通して、各条項の解説・運用の基準となるものである。

《解 説》

1 現在の情報化社会の進展は、行政機関や団体、事業者などがさまざまな情報を、収集し、これを活用することによって、事務や事業の効率性や多様性を拡大することを可能にし、結果として住民の生活に便利さと豊かさをもたらしている。しかし、この反面で個人に係る情報も大量かつ迅速に収集・利用されているのが実態であり、「他人に知られたくない権利」、「ひとりにしておいてもらう権利」から「自己の情報をコントロールする権利」などの個人のプライバシーを保護することについて、より積極的で包括的な理解が求められ、人格の自由な形成及び発展と個人の尊厳を維持していくうえで、必要不可欠なものであることが改めて認識されるようになっている。

このような状況から、本条は、基本的な認識に立って個人情報保護の必要性を自覚し、条例の制定目的を規定したものである。条例で個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めるとともに、自己情報に対するコントロール権としての開示請求権等を保障することにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ権利主体である個人の権利利益を保護していくことを目的としている。

2 「個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項」とは、町（実施機関）が行政目的達成のために行う個人情報の収集、保管、利用その他個人情報の取扱いに関して、次の事項を主として明確にすることをいう。

- ① 町がどのような個人情報を保有しているかを明らかにすること。
- ② 個人情報を収集するに当たっては、収集する目的を明らかにし、収集する個人情報は、目的達成のため必要最小限のものとする。
- ③ 個人情報の破壊、改ざん、漏えいなどを防止し、常に正確かつ最新のものとして管理すること。
- ④ 個人情報を収集したときの目的以外に原則として使用しないこと。
- ⑤ 個人情報を収集した実施機関以外のものに原則として提供しないこと。
- ⑥ 事業者が取り扱う個人情報について、保護措置を設けること。

3 「町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障」とは、町等実施機関が個人情報に不適當な取り扱いをすれば、憲法で保障されている各種の自由権を享受することを妨げることにもなることから、個人情報に係る本人に、自己情報のコントロール権として具体的に保障された次の権利の保障と当該権利を擁護することをいう。

- ① 自己の個人情報について、開示することを請求することができる権利
- ② 自己の個人情報について事実の記載に誤りがあるときは、その訂正又は削除を請求することができる権利
- ③ 条例に定められた制限規定を超えて、自己に関する個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、その是正を申し出ることができる権利

《運 用》

- 1 この条例は、本町の行政を運営する上における、必要な個人情報の取扱いについて定められたものであり、適用を受ける実施機関は、この条例の目的及び趣旨を十分理解し、個人情報を取り扱うことの重要性を認識して、職務を遂行しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の開示、訂正及び削除にあたっては慎重に対応し、個人の権利利益を侵害することのないよう制度の運用にあたらなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報保護の観点から、住民、事業者に対する実施機関の行動や、住民、事業者自身の行動に対しても、条例の規定に基づいた対応をしなければならない。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **個人情報** 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (2) **実施機関** 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) **文書等** 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであつて、実施機関が管理しているものをいう。
- (4) **事業者** 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

《趣 旨》

本条は、この条例で用いる用語を定義したものである。

《解 説》

- 1 第1号関係
 - ① 「個人に関する情報」とは、次のようなものがある。
 - ア 氏名、住所、生年月日、本籍など戸籍事項に関する個人情報
 - イ 学歴、職歴、資格など経歴等に関する個人情報
 - ウ 障害、傷病など心身の状況に関する個人情報
 - エ 資産内容、収入、所得など財産の状況に関する個人情報
 - ② 死者に関する情報については、不適正な取り扱いによって死者の名誉を傷つけるおそれがあるので、個人情報として保護を図るものとする。
 - ③ 「特定の個人が識別され」とは、氏名などにより特定の個人が明らかに識別できることをいい、「識別され得る」とは、当該情報では識別できないが、他の情報と組み合わせることにより、当該個人情報が識別できることをいう。
 - ④ 「法人その他団体」の「法人」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、民法34条に基づく法人をいい、「その他の団体」とは、法人格を有しない権利能力なき団体などをいう。

- ⑤ 「役員」とは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、その事務の執行、事務の監査などの職権を有するものであり、民法34条の法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役などのほか、団体における代表者などが該当する。法人等の役員は、法人等に代わって行為を行う機関であり、その情報は法人等の情報の一部と考えるべきものであることから、この制度の対象外とする。しかし、役員に関する情報であっても、特定の法人の機関としての情報ではなく、役員個人について収集された情報については、この制度の対象となる。
- ⑥ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、地方税法第72条第5項から第7項に掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業などを営む個人をいい、個人事業主の情報については、法人等の情報に該当するので、この制度の対象外とする。しかし、これらの情報の中には、当該事業と直接関係のない個人の情報も含まれ、個人情報に該当する場合がありますので慎重な取り扱いが必要である。

2 第2号関係

- ① 審議会などの附属機関については、各実施機関の附属機関として取り扱う。
- ② 各実施機関で事務局を持っている各種団体については、各実施機関と全く別な団体であり、この制度の対象とはならないが、実施機関が職務上作成し、実施機関が管理している文書等の場合は、実施機関の保有する第三者に関する情報として取り扱う。

3 第3号関係

「文書等」とは、上富良野町情報公開条例（平成13年条例第 号）第2条第2号に規定している「町政情報」と同じものをいう。（上富良野町情報公開条例の解釈運用参照）

4 第4号関係

この条例において、個人情報保護について責任を負うこととなり、又町長の指導などの対象となる事業者の範囲を定めたものである。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報の保護に関し、実施機関の責務を定めたものである。

《解 説》

「必要な措置」とは、実施機関が取り扱う個人情報について、当該個人情報を保護するだけでなく、個人情報を取り扱う事務の見直し及び改善など適正な取扱いを確保するためのすべての施策をいう。

《運 用》

この制度が実効性を持つためには、制度の運営に携わる実施機関の積極的な理解と厳格な運用が必要となるので、実施機関の職員は、個人情報保護の重要性などについて、意識を強める必要がある。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報の保護に関する事業者の責務を定めたものである。

《解 説》

- 1 事業者は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の収集、利用、保管などについて自ら基準を定め、個人に対し、自己に係る情報の存在及び内容などを知るための機会を提供するなど、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 「事業者」とは、第2条第4号に規定するものをいう。
- 3 「町の施策に協力」とは、この条例の適正な運用、啓発活動その他の個人情報の保護に関する町の施策に協力することをいい、町長が事業者に対して行う指導及び助言などに協力することを含む。

《運 用》

- 1 上富良野町内の事業者は、北海道個人情報保護条例の規定による事業者としての責務を有しているが、本条例により、概ね同様の責務を重複して有することになる。
- 2 実施機関は、事業者が責務を果たすことができるよう、事業者への啓発活動を積極的に行うとともに、事業者への指導及び助言などを行うものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し、実施機関に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益の侵害することのないよう努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報の保護に関する町民の責務を定めたものである。

《解 説》

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、住民が個人情報の保護についての重要性を認識するとともに、住民一人ひとりが「自己の個人情報をコントロールする権利」を持っていることを自覚し、互いの個人情報を大切にするとともに、町が個人情報の保護に関して行う施策に協力を求めたものである。
- 2 「他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、町民は個人情報の不適正な取り扱いによって被害者となるばかりでなく、無意識のうちに他人の権利利益を侵害する可能性もあることを認識し、他人の個人情報の適正な取り扱いに努めなければならないという責務を定めたものである。

(個人情報取扱事務の届け出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け

出なければならない。

- 3 町長は、実施機関から前2項に規定する届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、速やかに一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務及び福利厚生等に関する事務については、適用しない。

《趣 旨》

本条は、実施機関が個人情報取扱事務について、町民が自己に係る情報の所在や内容を確認することができるように一般の縦覧に供することを定めたものである。

《関係施行規則》

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第6条第1項の規定による届出は、「個人情報取扱事務開始届出書」(別記様式第1号)によるものとする。

- 2 条例第6条第2項の規定による変更の届出は、「個人情報取扱事務変更届出書」(別記様式第2号)によるものとし、廃止の届出は、「個人情報取扱事務廃止届出書」(別記様式第3号)によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「個人情報を取扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行するうえで、個人情報の収集、利用などの取扱いを伴う事務をいう。
- ② 「個人情報取扱事務の名称」及び「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の内容が具体的に理解できるような名称及び目的をいう。
- ③ 「個人情報取扱事務を所掌する組織の名称」とは、当該事務を所掌する原課の名称をいう。
- ④ 「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいう。具体的には、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者、講師、児童などのような個人の類型をいう。
- ⑤ 「個人情報の記録項目」とは、氏名、住所、電話番号などのような個人情報として記録されている項目をいう。
- ⑥ 「個人情報の収集方法」については、個人情報を本人(法定代理人による申請などを含む。)又は本人以外から収集する場合があるので、収集方法を明らかにするために、登録事項としたものである。
- ⑦ 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が定める条例施行規則(「個人情報取扱事務開始届出書」(第1号様式))に規定する事項で、収集時期及び個人情報の記録媒体などをいう。(条例施行規則「個人情報取扱事務変更届出書」(第2号様式)、「個人情報取扱事務廃止届出書」(第3号様式))

2 第2項関係

本項は、実施機関が第1項の規定により届け出た個人情報の届出事項を変更又は個人情報取扱事務自体を廃止しようとするときは、変更や廃止をする前に届け出ることを定めたものである。

3 第3項関係

実施機関が取り扱う個人情報にはどのようなものがあるかを町民に明らかにするとともに、個人情報の開示請求をする場合の手がかりとするため、一般に縦覧することを定めたものである。

4 第4項関係

- ① 本町の職員の人事、給与、服務、福利厚生などに関する事務及びこれらの事務の一環として職員の被扶養者などに関する事務並びに職員の職務の遂行に関する事務などについては、個人情報取扱事務の届出、開示、訂正等の請求、是正の申し出などに関する規定を適用しないことを定めたものである。

- ② 「職員であった者」は、本町を退職、失職、免職などにより離職したものをいう。

《運用》

(原課における手続)

1 個人情報取扱事務の開始

- ① 条例に定める個人情報の取扱いに違反していないかを確認し、総務課と事前に協議する。
- ② 個人情報取扱事務の開始の起案書を作成し、決裁を受ける。この場合、総務課の合議は必要としない。
- ③ 条例施行規則第2条第1項に定める個人情報取扱事務開始届出書(第1号様式。以下「開始届出書」という。)を総務課に提出する。

2 個人情報取扱事務の変更及び廃止

- ① 条例に定める個人情報の取扱いに違反していないかを確認したうえで、個人情報取扱事務の変更の起案書を作成し、決裁を受ける。この場合、総務課の合議は必要としない。
- ② 条例施行規則第3条第3項に定める個人情報取扱事務変更届書(第2号様式)・個人情報取扱事務廃止届書(第3号様式)を総務課に提出する。

(総務課における手続)

3 総務課では、原課から上記届出書を受け取った場合、次の処理を行う。

- ① 開始届出書が提出されたときは、その写しを作成し、それをファイルし、一般の縦覧に供することができるよう、情報閲覧コーナーに備え付ける。
- ② □の場合、同時に個人情報取扱事務の一覧表を作成し、住民の閲覧に供する。
- ③ 変更の届出書が提出されたときは、変更された事項を修正した開始届出書を作成し、□のファイルの変更前の開始届出書の後ろに追加する。この場合、□の一覧表の内容に変更があれば修正を行う。
- ④ 廃止の届出書が提出されたときは、□のファイルから当該届出に関する開始届出書を抜き取り、3年間保存する。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人(法定代理人を含む。第8条第1項第1号において同じ。)の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- (3) 第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項第7号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、第2項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、その旨及び次に掲げる事項を町長に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。

(1) 収集の目的

(2) 本人以外から収集した理由

(3) 収集した個人情報の項目

5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、及び上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

《趣 旨》

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階である収集について、当該目的の達成のために必要な個人情報を収集し、個人の権利利益の侵害を防ぐことを定めたものである。

《関係施行規則》

(収集の届出)

第3条 条例第7条第4項の規定による届出は、「個人情報収集届出書」(別記様式第4号)によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 本項は、実施機関が個人情報を収集するときには、必要以上の情報以外は収集しないように、収集する目的を明らかにし、その目的の達成のために必要な範囲内で、個人情報を収集しなければならないことを定めたものである。
- ② 「個人情報を収集する」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を能動的に取得することだけでなく、申請、届出、申告、申込、相談などにより受動的に取得する場合も含まれる。
- ③ 「個人情報取扱事務の目的を明らかにし」とは、収集する個人情報をどのような目的に使用するかを明らかにすることをいい、具体的には第6条において届出された項目を一般の縦覧に供することをいう。
- ④ 「当該目的の達成のために必要な範囲内」とは、当該事務を執行するうえで、必要と考えられる個人情報の最小限の範囲をいい、不必要な個人情報の収集を禁止するものである。
- ⑤ 「適正かつ公正な手段により収集」とは、法令等に適合する手段により収集することはもちろんのこと、事務の目的から考えて社会通念上妥当と認められる手段により収集することをいう。

2 第2項関係

- ① 本項は、本人が知らないうちに、いつの間にか個人情報が収集されているということでは、「自己の情報の流れをコントロールする権利」を保障するどころか、プライバシーの侵害のおそれを生じるので、個人情報の収集を行うときは、本人から行うことを原則とするとともに、例外として本人以外の者から収集することができる場合を定めたものである。
- ② 「本人から収集し」とは、本人から個人情報を直接収集する場合のほか、申請書など本人の使者を介して受け取る場合も含まれる。また、被後見人又は未成年者などで意思能力を有しない者の法定代理人から個人情報を収集する場合は、本人から収集したものとみなす。
- ③ 第1号関係----「本人の同意があるとき」とは、本人以外の者から個人情報を収集する場合について、文書又は口頭により本人の同意がある場合をいう。
- ④ 第2号関係----「法令又は他の条例」とは、法律、政令、省令(行政実例は含まない。)及び条例をいい、本人以外の者が実施機関に個人情報を提供することを

義務づけている場合のほか、法令又は他の条例の趣旨、目的から判断して本人以外から収集することができる場合と解されるものも含まれる。

具体的には、次のような例がある。

ア 本人以外の者が個人情報を提供することを義務づけている収集の例

地方税法第317条の6	給与の支払をする者は、給与支払報告書等を市町村長へ提出しなければならない規定
住民基本台帳法第9条	住民票の記載をしたときに転入先の市町村長へ通知をしなければならない規定

イ 法令又は条例の趣旨、目的から判断して本人以外から収集する例

公職選挙法第22条	住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿に登録しなければならない規定
地方税法第20条の11	徴税吏員が地方税に関する調査について、官公署等へ協力を要請することができる規定
地方税法第298条	徴税吏員が市町村民税に係る調査のために質問検査をすることができる規定
生活保護法第29条	福祉事務所長が保護の決定又は実施のために官公署に調査を囑託し、その他関係人に報告を求めることができる規定
児童手当法第28条	市町村長が児童手当の支給に関し、受給資格者の収入の状況について報告を求めることができる規定

- ⑤ 第3号関係----「他の実施機関」とは、収集する実施機関以外の実施機関をいい、具体的には、町長が教育委員会から収集する場合の教育委員会がこれに該当する。

「他の実施機関から提供を受けるとき」を例外としたのは、実施機関には第8条により個人情報の提供の制限が課されているため、重複して制限を課す必要がないためである。

- ⑥ 第4号関係----「出版、報道等により公にされているとき」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオあるいは講演会、説明会、公開の会議などにより、何人でも取得することができる状態にあるものをいい、特定の者のみに頒布されているようなものは、該当しない。

また、公にされている場合でも、年月の推移などによっては、該当しなくなる場合もあるので、その情報の収集時点での判断が必要となる。

- ⑦ 第5号関係----「個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、大規模な火災、地震、事故などの災害等から個人の生命、健康、生活、又は財産を守るために、本人から個人情報を収集する時間的余裕がない場合をいう。

- ⑧ 第7号関係----「公益上必要がある」とは、事務の性質上本人から収集できない場合あるいは本人から収集すると事務執行に著しい支障が生じる場合など実施機関が本人以外の者から収集することに相当の理由があることをいう。

3 第3項関係

本項の規定により個人情報を収集する場合には、本人以外の者からの個人情報の収集の妥当性について客観的な判断が要求されることから、審査会の意見を聴くこととしたものである。

4 第4項関係

- ① 本項は、原課が前項ただし書の規定により、本人以外からの収集を行った場合は、本人収集の原則に従い、本人以外から収集した目的、理由、収集した個人情報の項目を町長に届け出るとともに、一般の縦覧に供することを定めたものである。

- ② 届出は、条例施行規則第3条第1項に規定する様式（「個人情報収集届出書」第4号様

式) により行うものとする。

5 第5項関係

- ① 本項は、思想、信仰、信条、病歴、障害などの心身に関する基本的な個人情報、個人の尊厳に深く関わるものであり、これらの情報については、基本的人権を擁護する意味から収集を禁止することを定めたものである。
- ② 「法令等」とは、第2項第2号の解説による。「法令等の規定に基づくとき」とは、取扱いの義務又は権限のある場合はもちろん、要件審査をする際に収集することを法令が予定している場合などをいう。具体的には、次のような例がある。

公職選挙法第86条	公職の候補者に係る本籍地、所属する政党等に関する届出について規定
地方公務員法第16条	職員採用の際の欠格事項について規定

- ③ 「思想、信仰及び信条」とは、個人の内心に関する情報であり、社会的・政治的理念、政治的信条など個人の信念並びに信仰する宗教などをいう。
- ④ 「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、社会通念上、特定の個人が周囲の人々から差別意識を持たれるおそれがある情報で、人種、家柄、犯罪歴、特定の病歴などをいう。
- ⑤ 法令等の規定に基づいて、収集が禁止されている個人情報を収集するときや本人以外の者から収集するときなどは、開始届出書に根拠となる法令等の名称や収集する理由などを明らかにしておかなければならない。
- ⑥ 個人情報の収集に当たっては、必要に応じて収集する目的などを本人や相手方に説明するなど適切な運用に努めることが必要である。

《運用》

(本人同意の方法)

- 1 本人以外の者から個人情報を収集する場合、本人の同意を得る方法は、次の例によるものとする。いずれの方法によるかは、事務及び個人情報の内容によって異なるので、適当と判断されるものを選択する。
 - ① 本人以外の者から収集する必要性が生じたときに、該当者にその旨を通知し、同意書を提出してもらう方法
 - ② 本人から申請書や届出書を受け取る際に、別途同意書を提出してもらう方法
 - ③ 申請書や届出書の記載欄に本人以外から収集する同意欄を設け、申請に係る欄と別に署名をってもらう方法
 - ④ 申請書や届出書に予め本人以外から収集することを記載しておき、当該申請書や届出書と同意を一体のものとして扱う方法
 - ⑤ 口頭による場合は、口頭による同意があった旨を記録しておく方法

(本人以外からの個人情報収集届出書に係る受付事務)

- 2 原課は、本人以外から個人情報を収集しようとするときは、条例に定める個人情報の取扱いに違反していないかどうかを確認したうえで、起案書を作成し、決裁後、条例施行規則第3条に規定する本人以外からの「個人情報収集届出書」(第4号様式)により、総務課に提出する。
- 3 総務課では、2の届出書を原課から受け取ったときは、その写しを作成し、個人情報取扱事務開始届出書のファイルの該当する事務のところに綴り、一般の縦覧に供するため、情報閲覧コーナー又は総務課カウンターにファイルを配置するとともに、その旨を周知する。
- 4 2の届出は、OA機器を用いたデータベースに入力するなど、検索可能な状態に努める。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外

のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の円滑な遂行に必要であり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者（本人以外の者をいう。以下第12条、第17条及び第28条から第29条までにおいて同じ。）の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第6号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
- 4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

《趣 旨》

本条は、実施機関が適正に収集した個人情報であっても、当初の目的以外での利用や外部への提供は、個人の尊厳の確保と町民の基本的な人権の擁護に反するおそれがあるため、原則として禁止することを定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 本項は、個人情報は個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で利用することに限定することを原則とするが、効率的な行政運営や町民サービスの向上のためには、個人情報を目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）することや、実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）することがやむを得ない場合があるので、例外的にこれを認めることを定めたものである。
- ② 「目的以外に利用し」とは、実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内で別の事務の遂行のために利用することをいう。
- ③ 「実施機関以外のものに提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供することをいい、国等、他の実施機関、民間の法人その他の団体及び情報が記載されている本人以外の個人に提供する場合をいう。
- ④ 目的外利用又は外部提供するときは、条例施行規則第2条に規定する「個人情報取扱事務開始届出書（第1号様式）」又は「個人情報取扱事務変更届出書（第2号様式）」にその内容を明記して町長（総務課）に届け出なければならない。
- ⑤ 第1号関係----「本人の同意があるとき」とは、個人情報を目的外利用することや外部提供することについて、文書又は口頭による本人の同意が明らかなる場合をいう。
- ⑥ 第2号関係----「法令等の規定に基づくとき」とは、法令又は条例の規定により、個

個人情報の目的外利用や外部提供が義務づけられている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて個人情報を目的外利用又は外部提供することができるかと解される場合をいう。

具体的には、次のような例がある。

民事訴訟法第312条 (新民事訴訟法第220)	裁判所の文書提出命令を受けて提出しなければならない規定
----------------------------	-----------------------------

- ⑦ 第3号関係----「出版、報道等により公にされているとき」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオあるいは講演会、説明会、公開の会議などにより、何人でも取得することができるものをいう。また、公にされている場合でも、年月の推移などによっては該当しなくなる場合もあるので、その情報の目的外利用又は外部提供する時点での判断が必要となる。
- ⑧ 第4号関係----「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、大規模な火災、地震、事件などの災害等から個人の生命、身体、財産を守るために、本人から情報を収集する時間的余裕がない場合に、既に別の目的で収集していた個人情報を目的外利用したり、外部提供することをいう。
- ⑨ 第5号関係----実施機関の行う事務は、公共性が高く、個人の権利利益の保護に十分留意して行っているため、町民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性などを図ることから、実施機関相互の個人情報の目的外利用又は外部提供を認めたものである。なお、目的外利用において、個人の権利利益を不当に侵害する可能性を考慮して、本人の同意を得るなど慎重に対処することが望ましい。
- ⑩ 第6号関係----「公益上必要がある」とは、事務の性質上、本人の同意なしに個人情報を目的外利用し、又は外部提供することが社会一般の利益を図るために必要であることをいう。

2 第2項関係

本項の規定により個人情報を目的外利用し、又は外部提供する場合には、当該個人情報の目的外利用又は外部提供の妥当性について客観的な判断が要求されることから、審査会の意見を聴くこととしたものである。

3 第3項関係

- ① 本項は、個人情報を外部提供する場合には、その提供先に対して個人情報の保護措置などを講ずるよう求めることを定めたものである。
- ② 「提供する」とは、事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないで個人情報を提供することをいう。
- ③ 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供先における使用目的及び使用方法などを考慮して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することとなる。
- ④ 「その他の必要な制限」とは、再提供の禁止、取扱者の限定、使用期間の制限、使用状況の報告など使用に係る必要な制限をいう。
- ⑤ 「必要な措置」とは、適切な取扱いを講ずるために適正な管理方法の確立、内部管理体制の整備、取扱者の研修などを行うことをいう。

4 第4項関係

- ① 本項は、通信回線により結合された電子計算機処理いわゆるオンライン結合は、大量の情報が瞬時に送れるので事務処理の効率化につながる反面、その取扱いによっては大量の情報が漏えい、改ざんされたりするおそれがある。そのため、オンライン結合による個人情報の外部提供は、原則として禁止することを定めたものである。
- ② 「個人情報について必要な保護措置が講じられている」とは、個人情報の漏えい、滅失、損傷などの防止措置、用途や取扱者の限定などの保護措置が講じられていることをいう。

- ③ 「通信回線により結合された電子計算機」とは、通信回線を用いて結合し、実施機関が管理する電子計算機にアクセスが可能となった本町以外のものが管理する電子計算機をいう。
- ④ 「実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にある」とは、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線で結合することにより、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にあるものをいう。
- ⑤ ④の理由から、電子計算機を用いて処理した情報を記録した磁気テープ、フロッピーディスクなどの記録媒体を相手方に提供する場合や実施機関が特定の時期に相手方に情報を一方的に送信するだけの場合は、オンライン結合に該当しない。

《運 用》

(目的外利用・外部提供に係る届出事務)

- 1 原課が個人情報を目的外利用し、又は外部提供しようとするときは、条例に定める個人情報の取扱いに違反していないかどうかを確認したうえで、起案書を作成し、決裁後、「個人情報取扱事務開始届出書」又は「個人情報取扱事務変更届出書」に必要事項を記載の上、総務課に提出する。
- 2 総務課では、目的外利用・外部提供届出書を原課から受け取ったときは、写しを作成し、それを個人情報取扱事務開始届出書のファイルの該当する事務のところに綴り、一般の従覧に供するため、情報コーナーに設置する。
- 3 目的外利用・外部提供の届出は、OA機器を用いたデータベースに入力するなど、検索可能な状態にするよう努める。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものとしておかななければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷等（以下「漏えい等」という。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。**
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。**

《趣 旨》

本条は、実施機関が保有する個人情報の適正な維持管理及び保有する必要がなくなった個人情報の廃棄又は消去について定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「正確かつ最新なもの」とは、実施機関が管理する個人情報に正確であり、かつ、最新なものでなければならないことをいう。

事務に関連して、過去の記録を一定期間保存しておくもの（各審議会の名簿等）や、過去の記録に基づきそれを利用して行う事務に係るもの（ケースワーカーやホームヘルパーの相談記録等）などについては、最新でない記録がそのまま保管されることになるので、その作成時点を明記しておくことが望ましい。

- ② 「漏えい、滅失、改ざん及び損傷等を防止するために必要な措置」とは、次のような措置が考えられる。

ア 物理的な措置

個人情報が記録されている文書を放置するようなことがないように、個人情報が記録されている文書等の適正な収納、保管のための施設、設備などの整備を行うこと。

イ 技術的な措置

情報の暗号化、パスワード、IDカード等によるアクセスの制限を行うこと。

ウ 管理的な措置

個人情報の適正な管理のために、臨時職員などに個人情報を取り扱わせることを制限するなど体制の整備を行うこと。

- ③ 個人情報の適正な維持管理を行うため、課長（文書取扱規程における課の長）は次に掲げる事項について留意し、指導する責務がある。

ア 個人情報の記録された文書及び記録媒体の取扱いに関すること。

イ 個人情報を取扱うシステムに関すること。

ウ 個人情報自体の取扱いに関すること。

2 第2項関係

- ① 「保有する必要がなくなった」とは、通常、文書取扱規程などに基づいて定められた保存期間が経過したことをいうが、保存期間が定められていないものに関しては、当該個人情報が事務を遂行するうえで、使用する必要がなくなったことをいう。

- ② 「確実かつ速やかに廃棄」とは、一般的には、焼却、シュレッダー等による裁断をいうが、磁気テープなどに記録された磁気情報の場合は、消去という方法で行う。

《運用》

1 個人情報の維持管理の方法

- ① 常時、個人情報を事務に使用している場合

事務に関係のない者が、常時出入りするような場所に個人情報が記録されているものを放置してはならない。

- ② 普段、個人情報を事務に使用していない場合

常にロッカーに収納する。特に重要な個人情報が記録されているものについては、鍵のかかるロッカー等に施錠をして保管するなど、慎重に管理するものとする。

（委託等における措置）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理（個人情報の取扱いを伴うものに限る。）を行わせるときは、当該指定管理者と締結する協定等において、個人情報の適切な取扱いについて当該指定管理者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

3 前2項の規定による受託者及び指定管理者（当該事務に従事している者及び従事していた者を含む。）は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

《趣旨》

本条は、個人情報の適正な管理のため、実施機関が個人情報取扱事務を実施機関以外のもに委託する場合における実施機関の義務、その事務の受託者及び従業者の義務を定めたものである。

《解説》

1 第1項関係

- ① 「個人情報取扱事務の全部又は一部の処理」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。例えば、電子計算機処理のための入力データの作成に係る委託、公の施設の管理や収納の委託などのほか、印刷、通知書の封入や封かん、配送に伴う名簿の貸出しなどをいう。
- ② 「個人情報の適正な管理のために必要な措置」とは、委託契約に際して委託契約書に個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を明記し、委託先に個人情報の保護に係る義務を課すことをいう。

2 第2項関係

本項は、指定管理者により公の施設管理を行わせようとする場合に、個人情報の適切な取扱いを担保するために実施機関と指定管理者間で協定書等の締結をするよう規定している。

3 第3項関係

本項は、受託者及び指定管理者、その従事者等に対し、受託した事務に関して知り得た個人情報について適切な取扱いを義務づけることにより、当該個人の権利利益を保護することを定めたものである。

《運用》

委託契約又は協定書を締結するに際して、書面に明記すべき事項は次のとおりとする。

- ① 個人情報の漏えいなどの防止に関する事項
- ② 秘密の保持に関する事項
- ③ 再委託の禁止又は制限に関する事項
- ④ 目的外使用、外部提供の禁止に関する事項
- ⑤ 複写及び複製の禁止に関する事項
- ⑥ 事故発生時における報告事務に関する事項
- ⑦ 提供資料の返還義務に関する事項
- ⑧ 契約書に定める事項に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項
- ⑨ その他実施機関の定める事項

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報(第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第20条第1項及び第25条第1項において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者等の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

《趣旨》

本条は、実施機関に対して自己に係る個人情報の開示を請求する権利を保障するとともに、開示を請求できる個人情報の範囲及び請求できる者の範囲を定めたものである。

《解説》

1 第1項関係

- ① 「何人も」とは、町民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- ② 「実施機関が保有している」とは、実施機関が保有しているすべての個人情報をいう。
- ③ 開示請求をすることができる個人情報は、「自己に関する個人情報」のみであり、たとえ配偶者、家族などの個人情報であっても開示請求をすることはできない。
- ④ 次に掲げる場合には、死者の個人情報を自己の情報とみなして、請求することができる。

る。

ア 死者である被相続人から相続した財産に関する個人情報にあっては、当該相続人

イ 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求等に関する個人情報にあっては、当該相続人

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する個人情報にあっては、当該権利義務を取得した者

2 第2項関係

- ① 本項は、未成年者等は本人自らが開示請求することが困難な場合があるので、これらの法定代理人に限って代理請求を認めることを定めたものである。
- ② 「未成年者等」とは、年齢が満20年に達しない者及び成年被後見人（平成12年4月1日改正施行の民法で、旧法の規定する禁治産者が成年被後見人と変更されたもの）。
- ③ 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。
- ④ 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には後見人（民法第839条等）であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第840条等）である。

《運用》

- 1 他の法令などによって閲覧などの手続きが定められているものについては、当該窓口を案内するなど、適切な対応に努めるものとする。
- 2 未成年者であっても自ら開示請求をすることができるなど意思能力を有すると認められる場合には、本人からの開示請求を受け付けるものとする。
- 3 法定代理人は、本人の請求の意思がない状態で、本人に代わって開示請求権を行使できるものではない。
- 4 代理人による請求については、完全に認めないものではないが、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがあるので、これを認める場合は、やむを得ない事情がある場合に限るなど慎重に取り扱う必要がある。

（開示してはならない個人情報）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報
- (2) 第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利又は利益を害するもの

《趣旨》

本条は、自己に係る個人情報の開示請求に対して、開示してはならない場合について定めたものである。

《解説》

- 1 「開示してはならない」とは、本条各号に該当する場合には、裁量の余地なく、これを不開示としなければならないことをいう。

2 第1号関係

本号は、法令等で本人に開示することができないとされている個人情報については、この制度においても開示することができなことを定めたものである。

法令等の趣旨、目的からみて、明らかに不開示の旨が定められているもののほか、明らかに不開示とは定められていないが、社会通念上、適正に解釈すると開示できないものも含まれる。

3 第2号関係

本号は、開示請求者以外の個人のプライバシーが侵されることを防止するために定めたものである。

一般に社会通念上、正当な権利利益を害し、他人に知られることを望まない明らかな規定があるものは、当然のことながら開示することはできないが、明らかな規定がないものに関しては、当該個人から意見を聴取するなどにより、個人情報を慎重に取り扱い、客観的な判断をしなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
- (2) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が前項第3号に規定する個人情報であると認めようとするときは、当該事務について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

《趣 旨》

本条は、自己に係る個人情報の開示請求に対して、開示しないことができる場合について定めたものである。

《解 説》

1 本条各号のいずれかに該当する個人情報について、開示請求がある場合に実施機関はこれを開示しないことができるが、これは実施機関の開示義務を免除するだけであり、進んで不開示義務を課すものではない。

2 第1号関係

- ① 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性などを公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定した記録をいう。
- ② 「診断」とは、疾病、健康状態などについて医療機関等において専門的見地から行った診断、診察、検査、治療などの記録をいう。
- ③ 「判定」とは、個人の知識、資質、性格などについて専門的見地又は一定の基準により審査、検査等を行った結果に基づいて評価し、判断した結果をいう。
- ④ 「指導」とは、個人の学力、能力、技術などの向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示の記録をいう。
- ⑤ 「相談」とは、生活、健康などに関する話合いや意見を求められることをいい、それに対して行った対処方法、回答などをいう。
- ⑥ 「選考」とは、個人の能力、資質、経歴などの調査に基づいて、特定の地位などに就く適任者や表彰者などの選定を行うことをいう。
- ⑦ 「本人に知らせないことが適当であると認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。

ア 本人が自己に関する評価、診断などを知ることにより、本人の意欲や向上心を阻害し、本人に悪影響を及ぼすおそれがある場合

イ 本人が自己に関する評価、診断などを知ることにより、事務の過程や基準が明らかになり、今後同種の評価、診断などを行うことが困難になる場合

ウ 病名などのうち、本人に知らせないことが一般化している場合

エ 第三者から提供を受けた情報の場合、本人が知ることにより、第三者と本人との信頼関係が損なわれるおそれのある場合

3 第2号関係

- ① 本号は、町が取り扱う個人情報の中には、開示することにより、犯罪を容易にし、個人の生命、身体、財産などの侵害につながるおそれのある情報があるので、これらの情報については、公共の安全を確保し、秩序を維持するため、開示しないことができるものを定めたものである。
- ② 「個人の生命、身体、財産等の保護」とは、個人の生命、身体、財産などが侵害されることのほか、個人の名誉が侵害されたり、脅迫を受けるなどにより精神的な苦痛をもたらすような事態を招くことをいう。
- ③ 「その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる」とは、犯罪の予防に支障を生じるもののほか、平穏な町民生活を維持することが困難となるような場合をいう。

4 第3号関係

本号は、前各号に掲げる個人情報以外で、開示しない相当な必要性や正当性があると審査会が判断したものについては、実施機関はこれを開示しないことができることを定めたものである。これは、情報が常に多様化、複雑化することや、行政が常に変化することを念頭に、現時点では予想困難な情報を、将来的に客観性や公平性を担保して、適用除外事項として定められるようにするため設けたものである。

5 第2項関係

本項は、公益上の解釈が実施機関の恣意的なものとなることがないように、審査会の意見聴取を義務づけたものである。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

(1) 第12条第1号又は第2号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条第1項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされる個人情報

《趣 旨》

本条は、個人情報の部分開示について定めたものである。

《解 説》

- 1 実施機関は、開示請求のあった個人情報に、開示できない個人情報が含まれている場合は、その情報の部分（以下「不開示部分」という。）を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、不開示部分を除いて開示しなければならない。
- 2 「容易に」とは、開示部分と不開示部分とを分離することについて、費用、労力などから判断して容易であることをいう。
- 3 「開示の趣旨が損なわれぬ」とは、個人情報の開示の請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う個人情報の内容が、不開示部分を除いても十分に知り得る場合をいう。

《運 用》

- 1 個人情報の部分開示は、原則開示の趣旨を十分考慮して対応する必要がある。

- 2 開示部分と不開示部分とが同一ページに記載されているときは、当該不開示部分を覆って複写するか、又は該当するページのすべてを複写したうえで不開示部分をマジックなどで消し、それを複写したものにより開示するものとする。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報の開示について、請求方法を定めたものである。

《関係施行規則》

(開示請求の手続き)

第4条 条例第15条第1項に規定する請求書は、「個人情報開示請求書」(別記様式第5号)とする。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 開示請求は、開示請求者の権利行使として、開示の決定という行政処分を求める申請手続であって、事実関係及び本人の意思に基づく申請であることを明らかにしておく必要があるため、必要事項を記載した条例施行規則第4条に規定する「個人情報開示請求書」(第5号様式)により行わなければならない。
- ② 第10条に規定する委託や指定管理者に係る事務に関して、開示請求をする場合の請求先は、この事務を所轄する実施機関であることを明示している。
- ③ 開示請求に当たっては、本人であることを確認しなければならないので、それが困難な口頭又は電話などによる開示請求は、認めないものとする。また、郵送による請求も同様の理由により、原則として認めないものとする。
- ④ 「個人情報を特定するために必要な事項」とは、事務の名称・内容、当該事務が実施された時期・場所、開示を求める具体的な内容など、開示請求をしようとする個人情報が記録されている文書や磁気テープなどを特定するためのものをいう。
- ⑤ 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が条例施行規則第4条「個人情報開示請求書」(第5号様式)で定めるものをいい、具体的には、様式に示されている開示の方法、連絡先などをいう。

2 第2項関係

本項は、開示請求をしようとする者は、自分が当該開示請求に係る個人情報の本人又はたはその法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券など)を提出又は提示する義務があることを定めたものである。

《運 用》

(窓 口)

- 1 開示請求の受付を行う各実施機関の共通の窓口は、総務課とする。ただし、原課に属する個人情報について、開示請求者が直接原課で開示請求を行いたいとの申出があった場合

は、当該原課において開示請求の受付を行う。

(受付事務)

2 開示請求の受付事務は、総務課又は原課において、次の要領で行う。

- ① 開示請求に係る相談があったときは、請求の趣旨、内容などを聴取し、請求している個人情報の特定ができるかどうか、開示請求として対応すべきかどうかを確認する。
- ② 開示請求に係る個人情報、条例第47条に該当する他の制度を適用できるものであれば、この条例の適用を受けないので、他の制度を利用するよう説明し、必要に応じて閲覧等の窓口を案内するなど適切な対応を行い、開示請求書の受付を行わない。
- ③ 開示請求者の資格を確認する。
 - ア 開示請求者の本人確認は、自動車運転免許証、旅券、健康保険・国民健康保険等の被保険者証など本人を確認できる書類の提出又は提示によって行い、本人であることを確認したときは、確認の方法を請求書の余白に記載する。

なお、本町に住民登録のある者で、本人確認のできる書類がどうしてもない場合は、書面で本人の承諾を得たうえで、その者の主張する氏名、住所、生年月日など数項目の個人情報を本町の登録されている情報と照合して確認する。
 - イ 法定代理人による請求の場合の確認は、法定代理人であることを証明できる戸籍謄抄本、住民票の写し又は家庭裁判所の証明書その他法定代理人であることを確認することができる書類及び当該法定代理人自身を確認する書類（上記ア参照）によって行う。
 - ウ 代理による開示請求は、権限を委任されていることを証する書面により、委任されている権限の範囲内において認める。その時点において、代理人自身の本人確認も行わなければならない。
- ④ 開示請求書の記載説明を行い、記載漏れ、誤り、内容の不明確などの点がないかどうかを確認し、提出された開示請求書の記載が不十分である場合は、開示請求者にその不十分な部分を補正するよう説明する。
- ⑤ 開示請求の形式が整っていれば、開示請求書の受付を行い、当該請求書に署名若しくは受付印を押印する。

(郵送による請求)

- 3 開示請求をするにあたって、原則禁止とされている郵送による請求は、病気又は身体的な障害などのため、役場まで来ることができない者に限って、請求者が本人であることを次に掲げる方法で確認したうえで、請求書の受付を行うものとする。
- ① 通常の書面審査を行う。この場合、本人であることを示す書類は、原本でなければならない。
 - ② 請求に係る確認事項は、電話又はFAX、電子メールにより行う。
 - ③ 審査後、本人であることを示す書類は、本人への到着が確認できる方法で、町が費用を負担して返却する。

(開示請求者への説明事項等)

4 次の事項は、情報公開制度の方法に準じて処理する。

- ① 開示請求者への説明事項
- ② 開示請求書の受付番号の付番などの庁内処理

(開示請求に対する決定)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」とい

う。)に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報の開示をするかどうかの決定及びその通知の手続について定めたものである。

《関係施行規則》

(開示請求に対する決定等の通知)

第5条 条例第16条第2項の規定による通知は、「個人情報開示等決定期間延長通知書」(別記様式第6号)によるものとする。

2 条例第16条第3項の規定による通知は、「個人情報開示等決定通知書」(別記様式第7号)によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

本項は、実施機関が個人情報の開示請求に対して、開示請求書の受付をした日から起算して15日以内に開示・不開示を決定し、条例施行規則第5条第1項に規定する通知書(「個人情報開示等決定通知書」(第6号様式))の送付を行わなくてはならないことを定めたものである。

2 第2項関係

① 「14日間を限度として延長することができる」とは、開示請求対象の個人情報の数が大量であるなど、やむを得ない理由により情報の検索及び判断に日時を要するとき、開示請求対象の情報に実施機関以外の第三者に係る情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取のために日時を要するときその他合理的な理由があるときとする。

② 決定の期間を延長したときは、開示請求者に対し、速やかに条例施行規則に規定する通知書(条例施行規則第5条第2項「個人情報開示等決定期間延長通知書」(第7号様式))により、延長の期間及び理由などを通知しなければならない。

3 第3項関係

① 開示請求に係る個人情報を開示できる場合において、開示に係る手数料も併せて通知(条例施行規則第5条「個人情報開示等決定通知書」(第6号様式))しなければならない。

② 「当該決定の内容」とは、開示・不開示・部分開示の区分、開示する場合は、開示の日時・場所、開示の方法(閲覧・視聴、写しの交付、写しの送付の区分)、開示に係る手数料その他必要な事項をいう。

4 第4項関係

開示請求に係る個人情報を開示できない場合には、その拒む理由をできる限り具体的に書かなければならない。また、時間の経過により、将来拒む理由がなくなり閲覧等をさせることができる期日が予め明示できる場合は、その旨及び期日を併せて通知する。

《運 用》

(原課での事務処理等)

次の事項は、情報公開制度の方法に準じて処理する。

① 開示請求受付後の原課での事務処理

- ② 開示請求者への通知
- ③ 開示請求された個人情報に第三者に関する情報が含まれていたときの処理
- ④ 開示請求された個人情報が存在していない場合の処理

(第三者に対する意見の聴取)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報であって第12条第1項各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示する旨の決定をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の決定をする前に、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、第三者が前2項の規定に基づき当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示することに反対の意見を述べた場合において、当該部分を含む個人情報を開示する旨の決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に14日以上の間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見を述べた者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

《趣 旨》

本条は、開示請求の対象となる個人情報に、第三者の情報が含まれている場合に、この第三者情報の保護について定めている。

《関係施行規則》

(開示請求に係る第三者情報の扱い)

第6条 条例第17条第1項及び第2項の規定による通知は、「第三者個人情報に係る意見の請求書」(別記様式第8号)によるものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開示請求及び訂正等の請求に係る情報
- (2) 第三者に係る情報の内容
- (3) 意見書の提出期限及び提出先
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 条例第17条第3項の規定による通知は、「第三社個人情報に係る開示・訂正等を決定した旨の通知書」(別記様式第9号)によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「第三者」とは、開示請求者以外の個人、法人、国等の本町以外の第三者をいう。
- ② 「当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる」とは、開示するかどうかの判断をより適正に行うために定められたものであり、行政手続上の事前の告知又は聴聞としての性格をもつものでなく、開示・不開示の同意権を与えたものでもない。

2 第2項関係

「当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない」とは、開示するかどうかの判断をより適正に行うために定められたものであり、かつ行政手続上の聴聞としての性格

を有するものである。

3 第3項関係

「当該決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも14日以上の期間を置かなければならない」とは、当該第3者が救済(不服申立て)の手続きをするために必要な期間として定めたものである。

《運用》

- 1 第1項及び第2項による第3者へ意見を求める場合の通知は、条例施行規則第6条第1項に規定する請求書(「第三者個人情報に係る意見の請求書」(第8号様式))により行う。
- 2 第3項による開示に反対の意見を述べた第3者に関する情報も含め、開示を決定した場合の通知は、条例施行規則第6条第3項に規定する通知書(「第三者個人情報に係る開示・訂正等を決定した旨の通知書」(第9号様式))により行う。

(開示請求に係る個人情報が存在しない場合の手続)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報が存在しないことを理由として開示しない旨の決定をしなければならない。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の決定について準用する。

《趣旨》

本条は、開示請求された個人情報について、この情報が実施機関に存在しない場合の手続について定めている。

《解説》

1 第1項関係

開示請求に係る個人情報が、確認作業を行って、「不存在である」ことを確認した場合は、その理由を持って不開示の決定をするものである。

2 第2項関係

不存在の確認に時間を要した場合の期間延長、書面通知、開示しないことの決定等への準用規定である。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示を行わなければならない。

2 前項の規定による開示は、開示請求に係る個人情報の閲覧若しくは写しの交付又は当該開示に係る個人情報を記録する文書等の性質に応じて、実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報を記録した文書等を汚損させ、又は破損させるおそれがあるとき、第14条の規定による開示を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、個人情報の開示を実施するものとする。

4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。この場合において、実施機関は、開示を受ける者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

《趣旨》

本条は、個人情報の開示を決定（部分開示を含む。）した場合における当該個人情報の開示の方法について定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

「速やかに」とは、自己情報の開示を決定してから1週間程度の期間内に開示を実施することをいう。ただし、第三者に関する情報については、14日以上を置いた後に実施する。

2 第2項関係

個人情報の開示の実施は、視聴・閲覧、写しの交付及び送付という方法で行うものとする。

- ① 「閲覧」とは、文書、図面、図画、写真などを直接見ることによって行い、閲覧はそれが可能な情報について実施する。
- ② マイクロフィルムその他磁気テープなどにより記録された情報は、その情報を理解できるものに変換する装置による閲覧若しくは視聴又は当該情報を記録した媒体から当該装置を使用して紙などに出力したものの閲覧により実施する。
- ③ 写しの交付は、通常、本人への直接交付をいうが、申請者の希望により郵便及びFAXによる送付も可能とする。
- ④ 写しの作成は、通常、乾式コピーによる複写をいい、申請者の希望により磁気テープなどにより記録された媒体の複製を可能とする。
- ⑤ 写しの送付は、個人情報を保護する意味から、本人に確実に送達できる方法により行う。

3 第3項関係

- ① 「汚損させ、又は破損させるおそれがあるとき」とは、文書等の使用頻度が高く、又は歴史的価値のある文書、傷みの激しい文書等であって、原本を開示することにより汚損し、又は破損する可能性の高い場合をいう。
- ② 「その他合理的な理由」とは、磁気テープなどに記録された個人情報のため、そのままの状態を閲覧したとしても、理解できない場合などをいう。

4 第4項関係

- ① 実施機関が指定する日時は、個人情報の開示請求者に支障の生じない日時を指定する必要がある、開示請求者から開示の実施の変更の申出があった場合は、その申出が事前、事後にかかわらず、申出に応じる必要がある。
- ② 開示請求者が写しの送付を希望したときの日時は、実施機関が請求者にその写しを発送する日時とする。

《運 用》

（日時及び場所等）

次の事項は、情報公開制度の方法に準じて処理する。

- ① 日時及び場所
- ② 閲覧等の事務。ただし、開示決定通知書の提示のない者に関する本人確認の方法については、開示請求時における方法による。
- ③ 写しの作成及び交付の方法
- ④ 写しの送付。ただし、郵送などの区分は、確実に開示請求者に届く方法とする。

（訂正等の請求）

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

《趣 旨》

本条は、実施機関に対して自己に係る個人情報の訂正等を請求する権利を保障することを定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「何人も」とは、町民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- ② 「実施機関が保有している」とは、実施機関が保有しているすべての個人情報をいう。
- ③ 「事実の誤り」とは、氏名、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、資格などの客観的に判断できる事項からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報が合致しないことをいう。個人の評価や意見などの価値判断に関する事項は含まない。ただし、誤った事実に基づく評価などの不当性については含むものとする。この場合、当該実施機関において、評価などをした主体の承諾を得て訂正することとする。
- ④ 「訂正」とは、個人情報の記録内容の誤りの訂正だけでなく、不足している内容を加える追加も含まれる。
- ⑤ 「削除」とは、個人情報の取扱いに関し、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理に違反して記録されている個人情報に対し、文書に記録されている個人情報の廃棄又は磁気テープなどに記録されている個人情報の消去を行うことをいう。

2 第2項関係

本項は、開示請求の場合と同様に、条例第11条第2項の規定を準用して、法定代理人は、本人に代わって自己情報の訂正等を請求できることを定めたものである。

《運 用》

- 1 実施機関は、他の法令等によって訂正等の手続が定められているものについては、その窓口を案内するなど、適切な対応に努める。
- 2 法定代理人による訂正等請求について、未成年者であっても自ら訂正等の請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、本人からの訂正等の請求の受付を行う。
- 3 法定代理人から訂正等の請求があり、当該個人情報に誤っていると確実に判断できるときは、本人の意思に関わらず、訂正等を行う。
- 4 実施機関は、事実に関して誤りがあった場合は、個人情報を正確かつ最新の状態に保たなければならないという第9条の規定により、職権で訂正等を行う。

(訂正等の実施)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）があった場合において、当該訂正等の請求に係る事項について事実上誤りがあるときは、速やかに当該誤りについて訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等について他の法令等に特別の定めがあるとき、又は実施機関に当該訂正等の権限がないときは、訂正等を行うことができない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該訂正等の権限をもたない場合は、当該訂正等の権限を有する機関に対し、当該訂正等について要請するものとする。

《趣 旨》

本条は、訂正等の請求に対して、実施機関はその訂正等を行なうよう規定している。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「訂正等につき法令等に特別の定めがあるとき」とは、他の法令又は条例の規定により訂正等の請求が認められている場合や、訂正等を行うことが明らかに禁止されている場合をいう。
- ② 実施機関は、事実に関して誤りがあった場合は、個人情報に正確かつ最新の状態に保たなければならないという第9条の規定により、職権で訂正等を行うことができる。

2 第2項関係

「実施機関に訂正等の権限がないとき」とは、登記簿謄本などのように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成した個人情報などは、実施機関に訂正等の権限がないことをいう。

(訂正等の請求の方法)

第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報の箇所及びその内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

《趣 旨》

本条は、個人情報の訂正等について、請求方法を定めたものである。

《関係施行規則》

(訂正等の請求の手続き)

第7条 条例第22条第1項に規定する請求書は、「個人情報訂正等請求書」(別記様式第10号)とする。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 訂正等の請求は、訂正等請求者の権利行使として、訂正等の決定という行政処分を求める申請手続であって、事実関係及び本人の意思に基づく申請であることを明らかにしておくことが必要であるので、必要事項を記載した条例施行規則第7条に規定する「個人情報訂正等請求書」(第10号様式)により行わなければならない。
- ② 「実施機関が定める事項」とは、「個人情報訂正等請求書」の記載内容のことをいい、具体的には、連絡先、代理人が請求する場合の記載事項などをいう。

2 第2項関係

- ① 本項は、訂正等の請求をしようとする者は、訂正等を求める個人情報の内容が、事実と合致することを示す資料を訂正等の請求の際に提出又は提示しなければならないことを定めたものである。
- ② 「訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料」とは、氏名、住所、性別、年齢、家族構成などについては戸籍謄本など、学歴、資格などについては卒業証明書、免許書、資格証明書などが考えられる。

3 第3項関係

本項は、自己情報の訂正等を行おうとするときに、当該訂正等に係る個人情報の本人又は法定代理人であることを書類を用いて証明しなければならないことを定めたものである。

《運 用》

(窓口等)

1 次の事項は、情報公開制度及び開示請求の方法に準じて処理する。

① 訂正等の開示請求を受け付ける窓口

② 訂正等請求者への説明事項。ただし、訂正等を決定するまでの期間は30日、延長できる期間はあわせて60日とする。

③ 訂正等請求書の受付番号の付番などの庁内処理

(受付事務等)

2 次の事項は、開示請求の方法に準じて処理する。

① 訂正等の請求の受付事務。ただし、訂正等の請求権がない者が請求した場合において、請求に係る情報が訂正等すべきであることが確認できるときは、請求書の受付をすることはできないが、職権で修正を行う。

② 郵送による請求

(訂正等の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、訂正等を行わない旨の決定を行ったときは、前項の規定する書面にその理由を付記しなければならない。

5 第17条の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

《趣 旨》

本条は、個人情報の訂正等をするかどうかの決定及びその通知の手続について定めたものである。

《関係施行規則》

(訂正等の請求に対する決定等の通知)

第8条 条例第23条第2項の規定による通知は、「個人情報訂正等決定期間延長通知書」(別記様式第12号)によるものとする。

2 条例第23条第3項及び第4項の規定による通知は、「個人情報訂正等決定通知書」(別記様式第11号)によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

① 本項は、実施機関が個人情報の訂正等の請求に対して、訂正・削除請求書の受付を行った日から起算して30日以内に訂正等をするかどうかを決定し、本条第3項及び第4項に基づき条例施行規則第8条第1項に規定する通知書(「個人情報訂正等決定通知書」(第11号様式))を送付しなければならないことを定めたものである。

② 訂正等を行うべき基準は、請求者が提出した資料により客観的に判断する。このため、提出された資料の内容が真正なものであるかどうかについて疑わしいときは、独自に調

査する必要がある。

2 第2項関係

- ① 「30日以内に限り延長することができる」とは、訂正等の請求対象の個人情報の数が大量であるなど、やむを得ない理由により情報の検索及び判断に日時を要するとき、その他合理的な理由があるときとする。
- ② 決定の期間を延長したときは、訂正等請求者に対し、速やかに条例施行規則第8条第2項に規定する通知書（「個人情報訂正等決定期間延長通知書」（第12号様式））により、延長の期間及び理由などを通知しなければならない。

3 第3項関係

- ① 「当該決定の内容」とは、訂正等請求者が請求する内容のとおり訂正等をする場合のほか、部分的に訂正等をする場合及び訂正等をしなない場合をいい、部分的な訂正等の場合は、その内容も含むものとする。
- ② 訂正をする場合における訂正方法は、実施機関が個人情報の内容及び記録媒体に応じて適切な方法で行うこととする。具体的には、次のような方法が考えられる。
 - ア 誤っていた個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法
 - イ 誤っていた個人情報に2本線を引き、余白の部分に赤書きなどで新たに記載する方法
 - ウ 別紙に個人情報が誤っていた旨及び正確な内容を記載して添付する方法

4 第4項関係

訂正等の請求に係る個人情報を訂正等ができない場合には、その拒む理由をできる限り具体的に書かなければならない。また、やむを得ない場合を除き口答により、その内容を具体的に説明しなければならない。

5 第5項関係

30日（期間延長が行われた場合はその期間）以内に訂正等の決定が行われなときは、訂正等を行わない決定があったものとみなし、訂正等の請求者は不服申立てができることを定めたものである。また、第三者に対するものについては、条例17条の規定を準用することを定めたものである。

《運用》

（原課での事務処理等）

次の事項は、情報公開制度及び開示請求の方法に準じて処理する。

- ① 訂正等受付後の原課での事務処理
- ② 訂正等請求者への通知

（訂正等の通知）

第24条 実施機関は、第21条第1項本文の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は同条第2項の規定により当該訂正等の権限を有する機関に対し当該訂正等について要請したときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該訂正等の内容又は要請の内容を書面により通知しなければならない。

《趣旨》

本条は、訂正等を実施したときは、訂正等の内容を書面により通知しなければならないことを定めたものである。

《関係施行規則》

（訂正等実施の通知）

第9条 条例第24条の規定による通知は、「個人情報訂正等実施通知書」（別記様式第13号）によるものとする。

《解説》

本条は、実施機関が訂正等を行ったとき、又は権限を有する機関に訂正等の要請を行ったときに、その旨を書面により、請求者に通知する義務を定めたものである。

《運用》

実施機関が、個人情報の訂正等を行った場合の通知は、条例施行規則第9条に規定する通知書（「個人情報訂正等実施通知書」（第13号様式））により行う。

（是正の申出）

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

《趣旨》

本条は、実施機関が条例の規定に違反して自己に係る個人情報を取り扱っている場合には、実施機関に対してその取扱の是正を申し出ることができることについて定めたものである。

《解説》

1 第1項関係

- ① 是正の申出は、自己に関する個人情報の取扱いについてのみ行うことができるものであり、第三者の個人情報の取扱いが不適切であるときや自己との関わりのない事務の改善などについては、苦情の申出となる。
- ② 「条例の規定に違反して不適正である」とは、実施機関がこの条例の規定に違反して、個人の権利利益を侵害していることをいい、具体的には、次のような場合をいう。
 - ア 個人情報取扱事務の届出をせず個人情報を取り扱った場合（第6条関係）
 - イ 収集の制限に違反して個人情報を収集した場合（第7条関係）
 - ウ 利用及び提供の制限に違反して個人情報を目的外利用又は外部提供した場合（第8条第1項関係）
 - エ 個人情報の提供先が町の措置要求に違反して個人情報を取り扱った場合（第8条第3項関係）
 - オ 電子計算機の結合制限に違反して本町以外の者に個人情報を提供した場合（第8条第4項関係）
 - カ 個人情報の適正管理に違反して個人情報を取り扱った場合（第9条関係）
 - キ 個人情報取扱事務を処理委託する場合に定められた措置を講じなかった場合（第10条関係）
- ③ 訂正等の請求ができる場合においても、是正の申出を行うことは可能である。
- ④ 「申し出ることができる」とは、是正の申出が、実施機関が職務上の権限により調査、処理を行うこととして制度化したものであって、法律行為である「請求」ではないことを示したものである。したがって、是正の申出に対する第4項の通知は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となる行政処分には当たらない。

《運用》

（窓口等）

- 1 次の事項は、情報公開制度及び開示請求の方法に準じて処理する。
 - ① 是正の申出書の受付をする窓口

② 是正の申出書の受付番号の付番などの庁内処理
(受付事務等)

2 次の事項は、開示請求の方法に準じて処理する。

① 是正の申出の受付事務。ただし、本人やその法定代理人以外の者が是正の申出を行った場合において、是正申出書の受付を行うことはできず、苦情の処理として対応することを説明する。(第43条参照)

② 郵送による請求

(是正の申出の手続等)

第26条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該処理の内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その内容及び理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、当該是正の申出に対する処理について、上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

《趣旨》

本条は、是正の申出をするときの手続について定めたものである。

《関係施行規則》

(是正の申出の手続き)

第10条 条例第26条第1項に規定する申出書は、「個人情報取扱是正申出書」(別記様式第14号)とする。

2 条例第26条第3項の規定による通知は、「個人情報取扱是正処理通知書」(別記様式第15号)によるものとする。

《解説》

1 第1項関係

① 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が条例施行規則第10条(「個人情報取扱是正申出書」(第14号様式))で定めるものをいい、具体的には、連絡先、代理人が請求する場合の必要事項などをいう。

② 是正の申出は、必要事項を記載した上記「個人情報取扱是正申出書」(第14号様式)により行わなければならない。

2 第2項関係

本項は、是正の申出を行おうとするときに、当該是正の申出に係る個人情報の本人または法定代理人であることを書類を用いて証明しなければならないことを定めたものである。

3 第3項関係

- ① 是正の申出については、その内容によって一律の処理期限を設定することができないので、申出の内容に応じて合理的な範囲内で、できるだけ速やかに処理すべきである。
- ② 「是正の申出に対する処理を行い」とは、是正の申出の処理に沿って必要な調査を行ったうえで、個人情報の取扱いを是正すること、是正の基本的な方向を定めること、当該是正の申出に理由がないとして当該個人情報の取扱いを変更しないことなどの措置をとることをいう。
- ③ 当該処理の内容は、条例施行規則第 10 条第 2 項の規定による「個人情報取扱是正処理通知書」（第 15 号様式）により、通知しなければならない。

4 第 4 項関係

- ① 「是正の申出の内容を勘案して」とは、判断の客観性、公正性をより一層確保するため必要があると認めるときをいう。
- ② この手続は、是正の申出に対する通知が行政不服審査法や行政事件訴訟法の対象となる行政処分ではないので、申出者の救済を図り、実効的な是正の申出制度とするために設けられた制度である。

（費用の負担）

第 27 条 個人情報の開示及び訂正等並びにその取扱いの是正に係る手数料は、上富良野町手数料条例（平成 12 年上富良野町条例第 2 号）の定めるところによる。

《趣 旨》

本条は、個人情報請求に係る費用について、定めたものである。

《解 説》

個人情報の開示、訂正等及び是正に係る費用は手数料として扱い、上富良野町手数料条例に委任している。

《運 用》

（支払方法等）

手数料の収納は、情報公開制度の方法に準じて処理する。

（不服申立て）

第 28 条 第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の決定（以下「開示決定等」という。）について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その不服申立てを受理した日から 14 日以内に、上富良野町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 当該不服申立てが明らかに不適法である場合
 - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定及び訂正等の請求に係る個人情報の請求の内容に沿った訂正等の決定を除く。以下この号及び第 29 条において同じ。）を取消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第 17 条第 1 項又は第 2 項（第 23 条第 5 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、上富良野町個人情報保護審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。**
- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき開示に反対する旨の意見を述べている第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 上富良野町個人情報保護審査会は、実施機関に対し、第 1 項の規定による諮問があった日から起算して 60 日以内に答申するよう努めなければならない。

4 上富良野町個人情報保護審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

5 実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、答申を受けた日から 14 日以内に裁決又は決定を行い、理由を付して第 2 項に定める者に通知しなければならない。

《趣 旨》

本条は、実施機関の決定について、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合の手続を定めたものである。

不服申立てを受けた町長は、自ら裁定又は決定を行うと適正な判断ができないという理由から職員以外の有識者を委員とする上富良野町個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重した裁定又は決定を行うものとしている。

《関係施行規則》

（不服申立てに対する通知等）

第11条 条例第28条第2項の規定による通知は、「不服申立に対し個人情報保護審査会に諮問した旨の通知書」（別記様式第16号）によるものとする。

2 条例第28条第4項の規定による答申書の写しの送付及び答申内容の公表の方法は、審査会の定めるところによる。

3 条例第28条第5項の規定による通知は、「不服申立に対する決定通知書」（別記様式第17号）によるものとする。

《解 説》

1 第1項関係

① 「行政不服審査法に基づく不服申立て」とは、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に不服のある者が、当該行政庁又は上級行政庁に対し、不服を申し立て、処分などの違法又は不当を審査し、違法又は不当な処分などの是正を求める手続をいう。

② 不服申立ての種類は、町長に対する異議申立て又は各実施機関に対する異議申立てとする。

③ 請求者などが不服申立てできるものには、次のものがある。

ア 開示請求、訂正等請求が不適法と却下された場合

イ 開示請求、訂正等請求が実施機関に受付されなかった場合

ウ 開示、不開示の決定が30日（訂正等の内容の決定の場合は60日）を経過しても応答のない場合

エ 自己情報において、開示しない旨（該当する情報がないという理由を含む。）または訂正等をしない旨の決定がなされた場合

④ 第三者が不服申立てのできるものには、実施機関の行った開示、訂正等の決定によって直接自己の権利利益を侵害されると認められる場合。

⑤ 実施機関の決定に対し不服のある者は、不服申立てのほか、行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能であるが、どちらを選択するかは、当該者に委ね、不服申立てを行った後に訴訟を提起することもできる。

- ⑥ 不服申立ては、代理人によっても行うことができる。この場合、委任したことを証明する書面を添付しなければならない。
- ⑦ 多くの関係類似法令等では、申立て受理から審査会諮問までの期間を「すみやかに」と規定しているが、本条例では明確にするため「14日以内」の期限を明示している。

2 第1項第1号関係

「不服申立てが明らかに不適法」とは、次のような場合をいう。

- ア 不服申立てを行う者が、申立適格のないとき
- イ 不服申立て期間（処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内）を正当な理由なく経過したものであるとき
- ウ 不服申立ての書類が要件を具備していない場合において、補正を命じ、その補正命令に応じなかったとき

3 第1項第2号関係

- ① 「裁決」とは、町長が、他の実施機関に係る審査請求に対して、却下、棄却、理由があるとの回答を行うことをいう。
- ② 「決定」とは、実施機関が、異議申立てに対して、却下、棄却、理由があるとの回答を行うことをいう。

4 第2項関係

諮問等の手続きを明らかにするため、関係人への通知を定めたものであり、条例施行規則第11条第1項に規定する通知書（「不服申立に対し個人情報保護審査会に諮問した旨の通知書」（第16号様式））により行う。

5 第3項関係

- ① 「60日以内に答申するよう努めなければならない」とは、標準的な処理期間を示すことにより、不服申立ての請求権者の権利を擁護することを意図したものである。
- ② 事案の内容により検討が長引くことも考えられるが、できるだけ期間内に処理されることが望まれる。

6 第4項関係

審査会の答申写しを、申立て人及び参加人に送付し、同時にこの内容を公表することを義務規定として、審査会の独立性、公明性を保証している。

7 第5項関係

- ① 「答申を受けたときは、これを尊重し」とは、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨からすると、審査会の答申を最大限尊重しなければならないことをいう。
- ② 答申から裁決又は決定までの期限を14日以内に明示し、いたずらに遅滞させないように定めている。（通知様式 条例施行規則第10条第2項「不服申立に対する決定通知書」（第17号様式））

《運用》

（不服申立ての様式等）

次の事項は、情報公開制度の方法に準じて処理する。

- ① 不服申立ての様式
- ② 総務課での事務処理
- ③ 原課における事務処理
- ④ 個人情報保護審査会への諮問
- ⑤ 決定に関する事務

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第29条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定する場合について準用する。

(1) 同項の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対する旨の意見を述べている場合に限る。)

《趣 旨》

本条は、第17条第3項の規定を準用する第三者の権利保護に関する不服申立ての手続を定めたものである。

(審査会の設置)

第30条 この条例の適正な運営を図るため、上富良野町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、この条例の規定により調査審議を行うほか、個人情報保護の推進に関し、実施機関に意見を述べることができる。

《趣 旨》

本条は、不服申立てを受けた実施機関は、公正な判断を行うために諮問を行うための審査会の設置と、その任務範囲に関するところについて定めたものである。

《解 説》

- 1 審査会は、個人情報保護制度に関しての調査審議や不服申立てのあった事項について審議するため設置するものであり、地方自治法第138条の4第3項の規定による町長の附属機関である。
- 2 判断の統一を図る必要性、審議の効率性から、各実施機関ごとに審査会を設置せず、条例に「実施機関の諮問に応じ」と規定し、町長以外の実施機関からも審査会に対して諮問できるものとしている。
- 3 「個人情報保護の推進に関し」とは、この制度の運営に関する組織、手続のあり方、不開示等基準、情報管理システムの改善などをいう。

(組 織)

第31条 審査会は、委員5人で組織する。

2 委員は、個人情報の保護に識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、その委員を解職することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審査会の庶務は、総務課において行う。

《趣 旨》

本条は、実施機関の諮問に応じて審査をする審査会の組織に関し、必要な事項を定めたものである。

《解説》

1 第1項関係

審査会は、一方の意見に偏らず、公正な判断を行うための第三者機関であり、法知識も必要なことから、委員の中には専門性を有する弁護士、研究者を含めることが望ましい。

2 第2項関係

識見を有するものとは、社会的良識があり審査会の職務に適する次の要件を有するものをいう。

- ① 人格的に優れ、常識が豊かで、公正中立な判断ができること。
- ② 町政について理解があり、個人情報保護制度について一定の理解があること。

3 第3項及び第4項関係

第2項に示す識見を必要とするため、各委員の適格性を確保するうえから任期を2年と限り、かつ審査会の専門性を維持するため再任を許容している。

4 第5項関係

この審査会は、町長の附属機関として設置したものであり、一方の意見に偏らず、公正な判断を行うための資質を要することから、その適格性を欠く場合には、解職することを明示している。

5 第6項関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない」とは、地方公務員法第34条に規定する守秘義務と同じく、漏らすことによって一定の利益の侵害になると客観的に考えられる「実質秘」を指すもので、実施機関が不開示とした個人情報について審議することから、在職期間及びその後においても守秘義務を課すものである。

(個人情報保護審査会委員と情報公開審査会委員の関係)

第32条 個人情報保護審査会委員は、上富良野町情報公開条例（平成12年上富良野町条例第1号）第18条に規定する情報公開審査会の委員をもって充てることができる。

《解説》

「知る権利」と「プライバシー保護」は、相互に密接に作用しあう関係にあることから、それぞれの審査会委員は兼ねることが望ましい。

(会長及び副会長)

第33条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

《趣旨》

本条は、本条は、審査会の役職員の職務についての一般的な規定である。

(会議)

第34条 審査会の会議は、会長が招集する。
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

《趣旨》

本条は、審査会の会議運営について定めている。

(審査会の公開)

第35条 審査会は、審査会の決議で公開することが適当でないとしたものを除き、その会議を公開する。

《趣 旨》

本条は、審査会が第三者機関として中立公正であり透明性を確保することから、原則公開であることを定めたものである。併せて、審査会の公開、非公開の判断は、審査会自らが行うことを定めたものである。

《解 説》

審査会の主たる所掌は、不服申立てに関する調査審議であり、調査権限にインカメラ審理を採用しており、実質的には非公開の対応になるものと判断される。ただし、意見陳述を行う場合は、公開法廷と同様に公開の余地が考えられる。

(審査会の調査の権限)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことはできない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人、実施機関又はその他関係者（以下「不服申立人等」という。）から意見又は説明を聴き、若しくは必要な調査をすることができる。

《趣 旨》

不服申立てに関して、審査会の自主性と第三者的位置関係を保証するため、審査会に与えられる権能を定めている。

《運 用》

審査会の意見の聴取については、委員長が審査会に諮って決定し、原課において、不開示等の経緯及び説明などを行う。

(意見の陳述)

第37条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

《趣 旨》

審査会は、実施機関等を介してではなく、直接に不服申立人又は参加人の意見を聞くこと

を定めている。

(意見書等の提出)

第38条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

《趣 旨》

不服申立人又は参加人は、審査会に意見書又は資料を提出し、自らの正当性や主張を示すことができることを定めている。

《解 説》

「相当の期間」とは、意見書若しくは資料を提出するに要するであろう期間を、総合的に勘案した期間をいう。

(提出資料の閲覧)

第39条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

《趣 旨》

不服申立人又は参加人は、審査会に提出された資料等を閲覧できることを示し、審査会の公明性を確保している。

(その他審査会の組織運営に関する事項)

第40条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

《趣 旨》

審査会自らの組織及び運営に関する決定権を示し、審査会の自立性を確保している。

(事業者に対する措置)

第41条 町長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。
2 町長は、事業者が個人情報を不適正に取扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。
3 町長は、前項の規定による説明又は資料に基づき、事業者が第4条の規定に違反していると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで、当該取扱いを是正するよう勧告することができる。
4 町長は、事業者が第2項の規定による要求に、正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いたうえで、

その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該事業者に対し、その内容を書面により通知して、弁明の機会を与えなければならない。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 「個人情報の保護のために必要な措置を講ずる」とは、事業者が取り扱う個人情報の内容などに応じて、個人情報の取扱基準を定めることや、個人情報の保護に関する責任体制の整備、個人情報保護のための研修の実施、現行の個人情報の取扱いの見直しなどの措置を講ずることをいう。
- ② 「指導及び助言」には、事業者に対して日常的に行うアドバイスの指導・助言と、個人情報を不適正に取り扱っている疑いのある事業者に対して臨時的に行う勧告的要素の強い行政指導的な指導・助言がある。

2 第2項関係

- ① 「事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある」とは、事業者が個人情報を違法、不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、又は正当な理由なく目的外に利用又は外部に提供することにより、個人の権利利益が侵害されるおそれがある場合をいう。
- ② 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある場合に、当該個人情報の取扱い内容を一般に理解することができる程度に把握するために必要な範囲をいう。
- ③ 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、事業者に対して、協力の要請だけにとどまらず、期限を定めて説明又は資料の提出を求めることができることをいう。

3 第3項関係

- ① 「第4条の規定に違反していると認めるとき」とは、事業者に対し、説明又は資料の提出を行ったうえで、事業者が個人情報を違法、不正な手段により収集、不適正な管理又は正当な理由のない目的外利用や外部提供など、当該行為が事業者の事業活動の自由を考慮しても容認されないと認められる場合をいう。
- ② 事業者が行う個人情報の取扱いは、多種多様であるとともに、個人情報の保護に対する町民などの意識も変化していくことが予想され、どのような場合が本条の是正の勧告に該当するかについて客観的かつ公平に判断するため、審査会の意見を聴くこととしたものである。

4 第4項関係

- ① 「正当な理由なく応じなかったとき」とは、回答を拒否することについての合理的な理由がある場合（企業秘密に該当する場合など）を除き、説明又は資料の提出を拒否した場合のほか、当該要請に回答しない場合、当該要請に対する回答を遅延させた場合も含まれる。
- ② 「勧告に従わないとき」とは、次のようなものをいう。
 - ア 勧告書に定める期間内に正当な理由なく回答しない場合
 - イ 勧告を受けた行為を是正することなく、反復継続するなど勧告に従わない意思が明白である場合
 - ウ 回答した場合でも期間内に必要な是正措置を講じない場合
- ③ 「あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで」とは、事実の公表を行う場合には、当該事実の妥当性について客観的な判断が要請されることから、公表の必要性について、事前に諮問を行い、その答申に従って公表を行うことをいう。
- ④ 「公表」とは、町の掲示板に掲示するほか、広報紙への掲載又はそれに準じる手段で行うことをいい、町民に情報提供することにより、町民に注意を促すとともに、調査の要請や勧告の実効性を担保することにもつながることが期待される。
- ⑤ 「弁明の機会を与えなければならない」とは、公表により、社会的信用を失うなど、事実上の不利益を与えることともなるので、適正な手続を保障するため、事業者意見

陳述の機会を与えることをいう。

《運用》

- 1 アドバイスの「指導及び助言」には、次のようなものがある。
 - ① 事業者の意識啓発のためのパンフレットなどの作成、配布
 - ② 事業者が個人情報の取扱いに関し、自主的な保護措置を講ずることを促進するための研修会、講習会などの開催
 - ③ 事業者からの相談に応じた個別的な指導
- 2 事業者に対する説明又は資料の提出は、次のように行うものとする。
 - ① 事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある場合は、総務課の職員は、当該事業者の個人情報の取扱状況について十分な事前調査を行う。
 - ② ①の事前調査の結果、当該事業者の個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、当該行為が事業活動の自由を考慮してもなお社会的に容認されないものであると判断するときは、当該事業者に対し、説明又は資料提出の要請を行う。
 - ③ 事業者への要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
 - ア 説明又は資料の提出を求める内容
 - イ 説明又は資料の提出期限
 - ウ 説明又は資料の内容
 - エ 期限までに説明又は資料の提出がない場合は、要請を拒んだものとして取り扱うこと。
 - オ 要請を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名または名称を公表する場合があること。
 - カ その他必要な事項
 - キ 事前調査や、町長が求めた説明及び資料の提出の結果、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていることが判明した場合は、総務課が、その取扱いを是正するよう勧告することとなる。
 - ク 事業者が説明又は資料の提出を正当な理由なく拒否した場合や、町の勧告に従わなかった場合は、その事実などを公表することとなる。
- 3 第3項関係
(認定)
 - ① 事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある場合の認定は、総務課において、次のように行うものとする。
 - ア 総務課の職員は、当該事業者の個人情報の取扱状況について十分な調査を行い、必要な場合は、事業者に対して説明又は資料の提出を求める。
 - イ 当該事業者が個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう、指導・助言を行う。
 - ウ 当該事業者が町長の是正等の助言、指導に従わず、当該行為が個人の権利利益を侵害し、事業活動の自由を考慮しても、なお社会的に容認されないものである場合は、継続して不適正な取扱いを行っているとして認定する。(審査会への意見聴取)
 - ② 総務課においては、勧告に先立って、客観性、公正性を確保するため、勧告の必要性について、審査会に諮問を行い、その答申に従って勧告を行うものとする。
(勧告の方法)
 - ③ 事業者への勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - ア 勧告の対象となる行為の態様
 - イ 勧告の理由
 - ウ 事業者が講ずべき措置
 - エ 事業者が講じた措置の内容を書面で回答すべき旨及び回答期限
 - オ 期限までに回答がない場合は、勧告に従わないものとして取り扱うこと。

カ 勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該事業者の氏名又は名称を公表することがあること。

キ その他必要な事項

(公表)

4 第4項関係

公表は、次に掲げる事項等について行う。

- ① 事業者の氏名又は名称
- ② 事業者の住所又は所在地
- ③ 条例の規定に違反する行為の内容

(弁明の機会)

5 弁明の機会を与えるときは、次の要領で行う。

- ① 総務課は、次に掲げる事項を記載した書面を、弁明の機会の2週間前までに当該事業者へ送付するものとする。

ア 当該事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

イ 公表しようとする事実の内容及びその理由

ウ 出席すべき期日及び場所

エ 口頭又は書面により釈明ができる旨

オ 証拠書類又は証拠物を提出できる旨

カ 釈明がない場合の措置

- ② 当該事業者が、やむを得ない理由により、出席すべき日時の変更を申し出たときは、その期日を変更することができる。
- ③ 弁明の機会の主宰は、総務課長とする。
- ④ 弁明の内容は、その要旨を記載した書面を作成し、一定期間保存する。

(国等との協力)

第42条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

《趣 旨》

本条は、民間事業者の活動の範囲は、町の区域を超えることが常態となっており、本町単独の施策では限界があることから、事業者の個人情報の取扱いに対し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人と相互に協力することを定めたものである。

《解 説》

- 1 「必要があると認めるとき」とは、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を守るため、本町が国等に協力を求める必要がある場合または町が国等からの協力の要請に応ずる必要がある場合をいう。
- 2 「協力を要請し」とは、国等に対しては事業者に対する関係省庁による行政指導などを、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対しては当該地方公共団体又は地方独立行政法人の区域内に事務所を有する事業者に関する調査、情報提供の依頼を要請することなどをいう。

(苦情の処理)

- 第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。**
- 2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、当該事業者に対し、適切かつ迅速にこれを処理するよう助言又は指導を行うものとする。**
- 3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。**

《趣 旨》

本条は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときの実施機関の責務について定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 本項は、実施機関が行う個人情報の取扱い全般にわたり、苦情を申し出ることができることを定めたものである。
- ② 苦情の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わない。また、苦情の申出者に制限はない。
- ③ 「処理するよう努めなければならない」とは、必要に応じて調査、検討などを行い、申出者に対し説明を行うなど、苦情の内容に即した解決に努めなければならないことをいう。

2 第2項関係

- ① 本項は、町民が事業者の個人情報の取扱いに不安感を抱いたり、権利利益が侵害されたと感じたりした場合などに、適切かつ迅速に処理するよう努めることを定めたものである。
- ② 当該苦情の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わない。また、苦情の申出者に制限はないが、匿名の苦情、町の実施する調査に協力しないなどの理由で十分な情報が得られない場合は、この限りでない。

3 第3項関係

「事業者その他の関係者」とは、苦情の対象とされる事業者だけではなく、他に関係する事業者、個人などをいう。

《運 用》

- 1 各実施機関に対する苦情の申出の窓口は、総務課とするが、それぞれの処理は、総務課と協議のうえ、原課が主体的に進めなければならない。
- 2 事業者に対する苦情の申出の窓口は、総務課とし、内容に応じて関係部局と連携して処理する。
- 3 窓口では、書面による申出をするよう協力を求めるが、やむを得ず、口頭での申出となる場合は、内容を聴き取った後に復唱するなど、内容の確認を行う。

(町長の調整)

- 第44条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関して報告を求め、又は助言することができる。**

《趣 旨》

本条は、実施機関が条例の定めに従ってそれぞれ独自に制度の運営を行うと、町全体としての統一性を欠き、運営上、町民を混乱させる可能性があるため、町長がその統一的な運用

を図ることを定めたものである。

《解 説》

- 1 「個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言する」とは、個人情報保護制度における手続は、原則として当該実施機関内で完結するものであるが、総務課がそれぞれの過程において、町としての統一的な運営を図るための調整を行うことをいう。
- 2 町長への報告又は町長からの助言は、総務課が担当する。

(出資法人の責務)

第45条 町が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、町が出資する法人等には、直接条例による拘束力はないが、町の出資比率の高い法人及び団体は、個人情報の保護について、この制度の趣旨を踏まえ、実施機関に準じて取り扱うべきことを義務規定として定めたものである。

《関係施行規則》

(出資法人等)

第12条 条例第45条に規定する出資法人等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 株式会社上富良野振興公社
- (2) 上富良野町土地開発公社

《解 説》

- 1 町が出資している法人等は、条例施行規則第12条に定める。具体的には、上富良野町町土地開発公社、上富良野町振興公社である。
- 2 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、個人情報保護制度に基づき実施機関が行う個人情報の保護措置を参考とし、個人情報保護のための内部規定を設けたり、所属職員の研修を行うなど、出資法人の事業内容から判断して必要と思われるような保護措置をいう。

《運 用》

- 1 実施機関が定める法人等に対する開示、訂正等の請求及び是正の申出などは、当該法人等において受付を行う。
- 2 総務課は、その請求等の処理及び個人情報の取扱いについて、必要な助言を行う。
- 3 総務課は、実施機関が定める法人等が行った個人情報の開示、訂正等および是正の申出などに関して、その種類及び件数などについて、情報の収集を行う。

(指定管理者に関する特例)

第45条の2 指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うのにあたって保有するものに限る。）を取り扱う場合については、第6条から第10条第1項（第8条第1項第5号を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、第7条第2項第3号中「第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関」とあるのは「指定管理者の事務の適正な執行

のため、指定実施機関が公益上必要があると認める場合に当該指定実施機関」と、同条第2項第7号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、同条第4項中「町長に」とあるのは「指定実施機関を通じて、町長に」と、同条第5項ただし書及び第8条第1項第6号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する場合における第11条から第26条までの規定の適用については、第11条から第26条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第11条第1項及び第20条第1項並びに第25条第1項中「当該実施機関が」とあるのは「当該指定管理者が」と、第11条第1項中「個人情報の」とあるのは「個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって保有するものに限る。以下同条から第26条までにおいて同じ。）の」と、第16条第1項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、第21条第1項中「訂正等を行わなければならない。」とあるのは「指定管理者に訂正等を行わせなければならない。」と、第24条中「訂正等を行ったとき」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせたとき」と、第26条第3項中「処理を行い」とあるのは「処理を指定管理者に行わせ」とする。

《趣 旨》

本条は、指定管理者が公の施設を管理する場合には、通常施設管理委託の場合よりもより自主性が強い経営ができるため、個人情報の扱い事務についても実施機関に対する条文規定を準用することを明示している。また、指定管理者と指定管理者を指定した指定実施機関の関係を規定し、これに伴って、準用条文の読み替えも規定している。

《解 説》

- 1 指定管理者に対する関係条文の準用を規定したものだが、「誰」が「いつ」「何」を「行う」かについて、指定実施機関と指定管理者の関係を含めて、第45条に第45条の2を追加したものである。

（運用状況の公表）

第46条 町長は、毎年度終了後3箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

《趣 旨》

本条は、個人情報保護制度が適正に運用されているかどうかを判断する材料とするために、町長が、各実施機関における自己情報の開示、訂正等の請求など個人情報保護制度の運用状況を1年に1回集計して議会に報告するとともに、町民に提供することについて定めたものである。

《運 用》

- 1 「運用状況」とは、次の事項について行う。
- ① 個人情報取扱事務の件数
 - ② 開示、訂正等の請求及び是正の申出の件数
 - ③ 開示、訂正等の請求及び是正の申出の処理状況
 - ④ 不服申立ての内容及び件数
 - ⑤ 不服申立ての処理状況
 - ⑥ 実施機関及び事業者に対する苦情処理件数
 - ⑦ 事務の外部委任、目的外利用及び外部提供の状況
 - ⑧ その他必要な事項

- 2 「議会への報告」は、町議会6月定例会において行うことを原則とする。
- 3 「公表」とは、町民に対し、広報紙又はそれに準じる手段で行う。

(他の制度との調整)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の収集によって得られた個人情報
- (4) 図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等（上富良野町情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続きの定めがあるときは、その定めるところによる。

《趣 旨》

本条は、この条例の適用を受けない個人情報について定めるとともに、個人情報が記録されているものの開示又は訂正等の手続が他の法令等に定められている場合の条例の適用関係について定めたものである。

《解 説》

1 第1項関係

- ① 第1号、第2号及び第3号は、統計法及び統計報告調整法において、個人情報の保護措置が規定されていることから、統計調査などに係る個人情報については、この条例を適用しないことを定めている。
- ② 第4号は、上富良野町公民館図書室などの施設において、町民の閲覧、貸出しなどのために管理している図書などに記録されている個人情報については、図書そのものが閲覧、利用などを目的としているものであるから、この条例を適用しないことを定めている。
- ③ 「施設」とは、図書館や博物館などのように、図書、資料、刊行物などを一般の閲覧に供することを事務事業として行っている施設をいう。具体例でいえば、上富良野町郷土館、上富良野町開拓記念館などである。

2 第2項関係

本項は、個人情報が記録されている文書等を閲覧又は縦覧、写しの交付あるいは訂正等の手続が、法令等により定められている場合は、当該法令等の規定を優先して適用し、この条例は適用しないことを定めたものである。

《運 用》

法令等に個人情報が記録されている文書等の閲覧又は縦覧などができる場合について、具体的には次のような例がある。

◇ 閲覧又は縦覧の例

住民基本台帳法第11条	住民基本台帳の閲覧
公職選挙法第23条	選挙人名簿の閲覧

地方税法第415条	固定資産税課税台帳の縦覧
土地区画整理法第84条	土地区画整理関係の簿書の閲覧
土地区画整理法第88条	土地区画整理事業の換地計画の縦覧

◇ 交付の例

住民基本台帳法第12条	住民基本台帳の写しの交付
戸籍法第10条	戸籍謄・抄本の交付

◇ 訂正又は削除の例

住民基本台帳法第14条第2項	住民票の誤記又は記載漏れの申出
戸籍法第113条	戸籍の不適正な記載等の訂正
公職選挙法第29条第3項	選挙人名簿の修正の請求

(実施機関への委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

《趣 旨》

本条は、条例に規定されていない内容については、実施機関の規則の規定に委任することを定めたものである。

《解 説》

- 1 実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であり、一つの機関が他の機関に対して指揮監督を行う権限はない。したがって、この条例に基づく事務に関して必要な事項は、各実施機関において、規則、規程で定めるものである。
- 2 各実施機関における規則、規程は、制度の運営上の統一性を保持するため、特別なものを除き、町長における個人情報保護の例により行われものとする。

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条の受託事業に従事している者若しくは従事していた者又は第45条の2の指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

《趣 旨》

本条は、実施機関・受託者・指定管理者の職員・従事者等が個人の秘密に属する事項が記録された文書等のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを正当な理由なく提供したことに対して、罰則を科すことを定めたものである。

《解 説》

- 1 本条例で定める罰則は、故意による行為のみを対象とし、過失による行為は対象としない(刑法第38条第1項)。

- 2 「実施機関の職員若しくは職員であった者」の、「実施機関の職員」とは、地方公務員法に規定する一般職及び特別職の公務員であって、第2条第2号の実施機関の常勤又は非常勤の職員をいう。「職員であった者」とは「実施機関の職員」が当該実施機関を退職、失職及び免職により離職した者並びに「実施機関」以外の機関に出向した者をいう。
- 3 「第10条の受託事業に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関から委託された個人情報取扱事務に直接従事している者又は従事していた者をいい、アルバイトや派遣社員等の雇用形態を問わず、また、直接又は間接に事業主の監督の下に個人情報取扱事務に従事している者を含む。
- 4 「第45条の2の指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、公の施設管理を行う指定管理者の管理業務に従事している者又は従事していたものをいい、アルバイトや派遣社員等の雇用形態を問わず、また、直接又は間接に事業主の監督の下に従事している者を含む。
- 5 「正当な理由がないのに」とは、当該個人情報を取り扱う事務又は業務の性質上、当該業務とは何ら関わりがないものへ提供する等、提供した理由に社会通念上妥当と認められる理由がないことをいい、具体的には、実施機関の職員が第8条第1項の規定に違反して提供した場合のうち、個人情報を取り扱う事務の性質上、業務とは全く関連がないものへ提供した場合や、受託業務又は公の施設の管理の事務に従事する者が委託契約等における契約事項又は第10条第3項の守秘義務に違反して提供した場合等をいう。
- 6 「個人の秘密」とは、個人に関する情報のうち「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害となると客観的に考えられるもの」（行政実例昭和30.2.18自丁公発23）であり、かつ「単に形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものでなければならない。（いわゆる「実質秘」）」（昭和53.5.31最高裁一小）をいう。実質秘か否かの判断に当たっては、当該個人情報の内容、収集及び利用目的、個人情報が記録されている文書等の性質等に照らし、個別に判断することになる。
- 7 「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの」とは、一定の基準又は一定の様式に基づき個人情報が記録され、個人情報が集合している状態にあり、氏名・生年月日等の当該個人の属性のほか、必要に応じて個人情報を整理するために使用される番号や記号その他の符号などの特定の事項が記録されているもので、電子計算機を用いることにより特定の個人情報を検索することができる状態又は直ちに検索できるよう検索条件等を設定するなどの工夫を施し整理されている状態にある文書等（電磁的記録に限る。）をいう。

具体的には、記録項目の内容・配列等が同一である個人情報からなる集合体であり、各種名簿・台帳・一覧表やリスト化されているものなどが該当することになる。また、そのような集合体が更にいくつか集められた物であって、多目的のデータとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合体が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として特定の事務を処理するもの（データベース）も含む。
- 8 「（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」とは、電磁的記録をフロッピーディスク等の電磁的記録媒体に複製した場合又は紙媒体に出力した場合、一部分を削除するなど内容を加工した場合でも、既存の文書等との同一性が認められる場合には対象となることをいう。また、体系的に構成されている相当数の個人情報から、数名分を抜き出し、提供した場合であっても本条の対象となり得る。
- 9 「提供」とは、電磁的記録を第三者が利用できる状態に置くことをいう。

具体的には、電磁的記録自体を渡す、電磁的記録をフロッピーディスク等に複製して渡す、ネットワークを通じて渡す、出力した紙媒体を渡す又は閲覧させるなどが考えられるが、パスワード等を第三者に知らせて電磁的記録を管理しているシステムを直接操作させることも含まれる。
- 10 「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」について、本条の量刑は、地方自治法第14条第3項の規定により、普通地方公共団体が条例に違反した者に対して科すことができる最大のものである。これは、個人の秘密に属する事項が記録された文書等のうち、特定の

個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、他の文書等に比べて、漏えいした場合には被害の広範性を招き、個人及び社会に与える被害及び影響はもっとも甚大なものとなるとともに、実施機関の個人情報の適正な取扱いに対する信頼を著しく損なうこととなるため、地方公務員法第 60 条における守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重している。

第 50 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

《趣 旨》

本条は、第 49 条に規定する者がその業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したことに対して、罰則を科すことを定めたものである。

《解 説》

- 1 本条は、第 49 条の罰則と異なり、個人の秘密を要件としない。
また、文書等の提供とは異なり、その業務に関して知り得た文書等に記録されている個人情報自体に関し、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合を要件としている。
これは、実施機関・受託者・指定管理者の職員・従事者等には、職務上知り得た個人情報を適正に取り扱う義務があることから、個人情報の範囲を広く捉え、そのうち特に悪質な行為を処罰することとしたものである。
- 2 「その業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報」とは、自己の業務の執行に関連して知り得た文書等に記録されている個人情報はもとより、担当外の個人情報であっても業務に関連して知り得た文章等に記録されている個人情報を含まれるものである。
- 3 「不正な利益を図る目的」とは、金銭その他の経済的利益を得るほか他人の正当な利益や社会公共の利益を侵そうとする目的をいう。
具体的には、個人情報の提供の見返りとして金銭を受領することや退職後の起業の顧客情報とするなどの自己の利益のため、又は特定の個人を誹謗中傷するためなど、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。
- 4 「提供し、又は盗用した」とは、業務の目的以外の目的で自らが利用すること、又は他人が利用できる状態とすることをいう。ここでいう「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいい、提供とは異なり、個人情報の内容が記録媒体の移転等により伝達されることを要件としないものである。

第 51 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、電磁的記録、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものを収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

《趣 旨》

本条は、実施機関の職員が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録されたものを収集したことに対して、罰則を科すことを定めたものである。

《解 説》

- 1 本条は、職権濫用行為を対象とすることから、前 2 条の罰則と異なり、その主体は実施機関の職員のみを対象としている。
- 2 「職権を濫用して」とは、実施機関の職員が、一般的職務権限に属する事項について、

職権の行使に仮託して、実質的及び具体的に違法又は不当な行為をすることをいう。

- 3 「個人の秘密」については、第 49 条の場合と同様である。
- 4 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、個人的な利益、興味、欲求等を満たす目的である場合など、職務のために使用する目的以外の目的をいう。
- 5 「文書、図画、電磁的記録、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するもの」とは、実施機関内又は各実施機関相互間での収集に限らず、国、都道府県、他市区町村、関係機関、第三者等から収集した場合も含み、第 2 条第 3 号の「実施機関が管理しているもの」であるか否かを問わない。
- 6 「収集」とは、有形的な物件を収集する行為で、収集する意思をもって収集することをいう。

第 52 条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づき文書等に記録された個人情報
の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

《趣 旨》

本条は、この条例で定める個人情報の開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に対して、過料を科すことを定めたものである。

《解 説》

- 1 「偽りその他不正な手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいう。
具体的には、本人等であることを証明するために必要な書類を偽造し、盗用する等により、他人になりすまして、個人情報の開示を受けた場合などが想定される。
また、その他の不正手段には、脅迫や賄賂を渡すなどにより開示を受けることなども含まれる。
- 2 「開示決定に基づき文書等に記録された個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者のことをいう。
- 3 「5 万円以下の過料」については、偽りその他不正の手段により開示を受けた場合には、第三者へ開示されることなどによる個人の権利利益の侵害を防止するために、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要性が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である「過料」を科すこととしている。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 13 年 6 月規則第 19 号で、同 13 年 10 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとする

るときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」に読み替えるものとする。

(上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例の廃止)

4 上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例(昭和63年上富良野町条例第6号)は、廃止する。

(上富良野町手数料条例の一部改正)

5 上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中41の項を42の項とし、40の項の次に次のように加える。

41 上富良野町個人情報保護条例(平成13年上富良野町条例第9号)の規定に基づく手数料	(1) 個人情報の開示・訂正等・取扱いの是正の申請手数料	無 料	
	(2) 個人情報の提供に係る手数料	閲覧及び視聴等	1件につき 300円
		写しの交付	1件につき 300円 (A3版まで1枚を基本とし、2枚目以降は20円を追加する。)
		その他の方法	都度決定する。

附 則 (平成13年6月25日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

《解 説》

第1項は、この条例の実施される施行日を定めたものである。

第2項及び第3項は、この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合については、この条例の規定により行われ、この条例に適合しているものとみなすことと、この条例が施行される際、現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行後、速やかに個人情報取扱事務開始届出書を町長に届け出るべきことを定めたものである。

第4項は、本条例の公布、施行に伴って、不要になる「上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例」の廃止を定めたものである。

第5項は、本条例第27条(費用の負担)で手数料の委任を定めたことに伴って、上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の改正について定めている。

附 則 (平成15年9月24日条例第24号抄)

この条例は公布の日(平成15年9月25日)から施行する。

《解 説》

地方自治法の改正(平成15年)に伴い、公の施設の管理運営について「指定管理者制度」が導入されたことから、指定管理者については条例の実施機関に追加する。

附 則 (平成17年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

《解 説》

平成 15 年 9 月 24 日条例第 24 号における改正は、指定管理者制度により町立西保育所の民間委託を行うためのものであったが、指定管理者制度による施設管理委託を全ての町の公の施設に拡大する「上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」の制定に伴い、現実的な当該条例の運用を図るために、前回改正で「指定管理者」を「実施機関」としたものを、「出資法人」に準じた扱いとするよう関係条文を改正する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

《解 説》

特に悪質な行為に対する罰則規定を追加するよう改正するとともに、一部文言の整理をおこなっている。

第 2 項は、この条例の施行前にした行為に対する罰則規定の経過措置を定めたものである。